

委 託 契 約 書 (案)

- 1 委 託 業 務 名 県庁舎新館屋上ヘリポート消火設備泡消火薬剤入替業務委託
- 2 委託業務場所 県庁舎新館 大分市大手町3丁目
- 3 履 行 期 間 自 令和〇年〇〇月〇〇日
 至 令和8年 1月30日
- 4 委 託 金 額 ¥〇, 〇〇〇, 〇〇〇－
 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥〇〇〇, 〇〇〇－)
- 5 契 約 保 証 金 免除

上記業務の委託について、委託者 大分県知事 佐藤 樹一郎 を甲とし、受託者 〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇 を乙とし、次の条項により委託契約を締結する。

(総則)

第1条 乙は、別添の「県庁舎新館屋上ヘリポート消火設備泡消火薬剤入替業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づき頭書の委託金額（以下「委託金額」という。）をもって、頭書の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を信義に従って誠実に履行しなければならない。

2 前項の仕様書に明示されていないものがある場合は、甲乙協議して定めるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、本契約により生ずる権利又は義務の全部又は一部を、甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し又は継承させてはならない。

(再委託の禁止等)

第3条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に再委託することはできない。ただし、委託業務の履行のため合理的に必要な最小限の範囲で、事前に甲と協議し、書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。

2 乙が委託業務の一部を第三者に委託する場合において、これに伴う第三者の行為については、その責任を乙が負うものとする。

3 第1項ただし書きの場合、乙は再委託先（再委託先が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。）に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託先との契約内容にかかわらず、乙及び再委託先が甲に対して再委託先による機密情報及び個人情報の取り扱いに関する責任を負うものとする。

4 前3項の規定は、甲の承諾を得て再々委託（再委託の相手方が更に再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われることをいう。）する場合について準用する。

(業務代理人)

第4条 乙は、委託業務の技術上の管理を行う者を業務代理人として定め、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。業務代理人を変更したときも同様とする。

(委託業務の計画、調査等)

第5条 乙は、この契約締結後、仕様書に基づいて速やかに業務実施計画表を作成し、書面をもって甲に提出しなければならない。

2 甲は、必要がある場合には、乙に対して委託業務の実施状況につき、調査し、又は報告を求めることができる。

(委託業務内容の変更等)

第6条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合において、委託金額又は履行期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(期間の延長)

第7条 乙は、その責めに帰することができない理由により、履行期間までに委託業務を完了できないときは、甲に対して、遅滞なくその理由を付して履行期間の延長を求めることができる。

2 甲は、前項の請求があったときは、事実を調査し、やむを得ない理由があると認めたときは、履行期間を延長するものとする。

(損害の負担)

第8条 委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、乙の負担とするものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する理由による場合においては、この限りではない。

(履行遅滞の場合における賠償金)

第9条 甲は、乙が履行期間内に委託業務を完了することができない場合は委託金額につき、遅延日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率（以下「財務大臣の決定する率」という。）の割合で計算した額の遅延賠償金を徴収するものとする。

2 前項の遅延賠償金は、甲の乙に対する債務と相殺することができる。

3 甲の責めに帰する理由により、第13条第2項の委託金額の支払が遅れた場合には、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ財務大臣の決定する率の割合で、甲に対して遅延利息の支払を請求することができるものとする。

(義務違反の場合における損害賠償)

第10条 乙は、第15条第5号の場合のほか、自らが本契約に定める義務に違反し甲又は第三者に損害を発生させた場合、甲の算定に基づき当該損害を補償又は賠償する責任を負担するものとする。

2 甲は、前項に基づき乙が甲に対し賠償すべき額について、乙が協議の申し入れをした場合には、これに応じ、乙の義務違反の程度、損害発生の態様及びその他の事情を考慮し、賠償額の減額について協議を行うものとする。

(機密の保持)

第11条 甲及び乙は、本業務における「機密情報」を、本契約に基づき相手方から提供を受ける技術情報及び行政の運営上の情報等で、次の各号に該当するものと定義する。

一 秘密である旨が明示された文書、図面その他の有体物又は電子文書・電磁的記録として提供される情報

二 秘密である旨を告知した上で、口頭で提供される情報であって、口頭による提供後遅滞なく当該情報の内容が機密である旨を明示された書面により提供されたもの

- 2 甲及び乙は、別添「機密保持及び個人情報保護に関する特記事項」に基づき互いに機密情報を善良なる管理者の注意義務をもって管理しなければならない。

(完了通知及び検査)

第 12 条 乙は、委託業務が完了したときは、その旨を甲に対して書面により速やかに通知しなければならない。

- 2 甲は、前項に規定する完了通知を受けたときは、その日から起算して 10 日以内に検査を行わなければならない。
- 3 甲は、検査の結果、完了した委託業務の内容の全部若しくは一部が契約に違反し、又は不当であると認めたときは、乙に対して必要な措置をとるべきことを求めることができる。この場合においては、乙は遅滞なく必要な措置を講じ、必要な措置の完了を委託業務の完了とみなして前 2 項の規定を準用する。
- 4 前項の規定による必要な措置に要する費用は、乙の負担とする。

(委託金額の支払)

第 13 条 乙は、前条の規定による検査に合格したものについて、甲に対して委託金額の支払を請求するものとする。

- 2 甲は、前項の規定による請求があったときは、適法な請求を受けた日から起算して 30 日以内に委託金額を支払わなければならない。

(契約不適合責任)

第 14 条 乙が第 12 条により委託業務が完了した後、委託業務の目的物が種類又は品質に関して契約の内容と適合しない部分（以下「契約不適合」という。）を発見したときは、甲は乙に、相当の期間を定めて契約不適合の修補を請求することができる。

- 2 委託業務の目的物の契約不適合について、修補が不能な場合又は修補を甲の定めた期間内に乙が完了することができなかった場合、甲は乙に対して代金の減額を請求することができる。ただし、その契約不適合により契約の目的が達成されない場合は、契約を解除することができる。
- 3 委託業務の目的物について契約不適合があった場合は、甲は乙に、損害の賠償を請求することができる。ただし、契約不適合が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない理由により発生したときは、甲は乙に対して損害賠償を請求することができない。
- 4 甲は、甲の供した材料の性質又は甲の与えた指図によって生じた不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙がその材料や指図が不適當であることを知りながら告げなかったときは、この限りではない。
- 5 甲が契約不適合を知ったときから 1 年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、契約不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が契約不適合について引き渡しの時に知り、又は重大な過失により知らなかったときは、この限りではない。

(契約の解除)

第 15 条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲は賠償の責めを負わない。

- 一 履行期間内に委託業務が完了しないと明らかに認められるとき、又は履行期間経過後相当の期

- 間内に完了する見込みがないと認められるとき。
- 二 乙に誠意がなく、完全に委託業務が完了する見込みがないと認められたとき。
- 三 契約の履行に関し、不正の行為があると認められたとき。
- 四 乙が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められたとき。
- 五 本業務を処理するために乙が取扱う機密情報・個人情報について、乙の責に帰すべき理由による機密情報・個人情報の漏えい等があったとき。
- 六 前各号に掲げる場合のほか、本契約に違反し、本業務の目的を達成することができないと認められるとき。

（違約金）

第16条 前条各号の規定又は第14条第2項の規定により甲が契約を解除したときは、乙は委託金額の10分の1を違約金として甲の指定する期日までに納付しなければならない。ただし、契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない理由により契約を解除した場合は、この限りではない。

（契約外の事項）

第17条 この契約に定めのない事項又は本契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者が記名押印のうえ、各自1通を保持する。

令和 年 月 日

甲

委 託 者

住 所 大分市大手町3丁目1番1号

大分県知事 佐藤 樹一郎 印

乙

受 託 者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印